

令和5年度第1回 会津美里町子ども・子育て会議

日時：令和5年10月30日（月）

午後6時30分～

場所：会津美里町本庁舎 大会議室

次 第

＝委嘱状交付＝

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長及び副会長選出

4 協 議

（1）会津美里町子ども・子育て会議について

（2）次期総合戦略策定に関する意見聴取について【政策財政課より】

（3）会津美里町こども計画について

（4）その他

5 閉 会

4 協議

(1) 会津美里町子ども・子育て会議について

①設置について

○ 子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 子ども・子育て支援法第72条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○ 会津美里町子ども・子育て会議条例

P2のとおり

②任期について

令和5年10月30日～令和7年3月31日まで

③報酬について

会議出席した場合には、委嘱委員のみ3,100円支給いたします。なお、会議の開催回数によっては源泉徴収する場合があります。

(2) 次期総合戦略策定に関する意見聴取について【政策財政課より】
別紙参照

(3) 会津美里町こども計画について
別紙参照

(4) その他